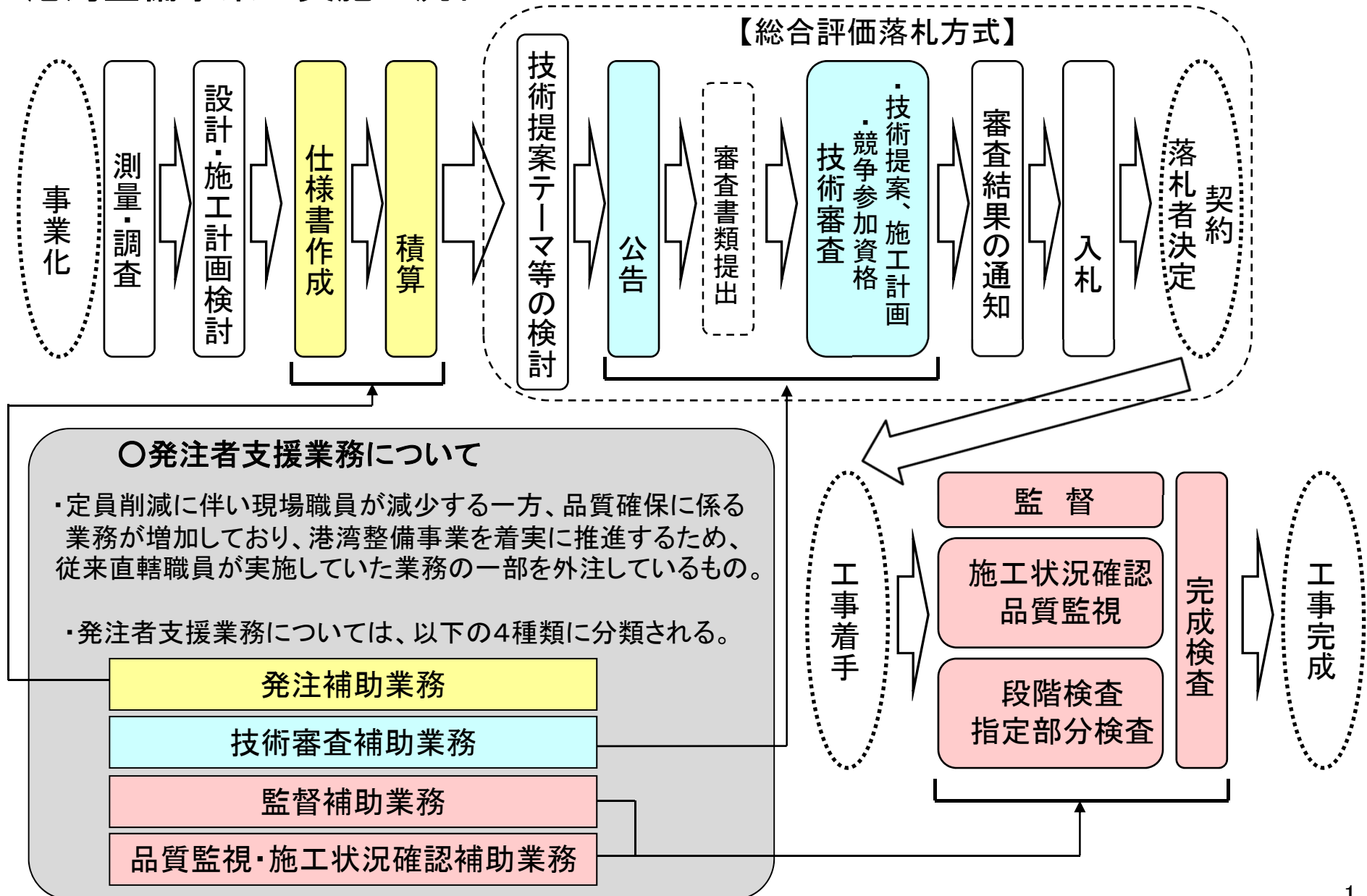


平成30年度港湾関連発注者支援業務について

本資料は概要説明資料であり、個別の契約手続き等につきましては入札公告及び入札説明書をご覧ください。

中部地方整備局 港湾空港部
平成29年12月27日

港湾整備事業の実施の流れ



＜発注補助業務＞

直轄職員から示された設計資料等に基づき、工事の発注（設計書の作成）に必要な資料及び積算データについて 以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 積算に必要な現場条件等の調査。
- 発注図面、数量総括表（数量計算書）の作成。
- 使用材料、施工方法等の積算根拠資料の作成。
- 積算システムへのデータの入力 等

＜技術審査補助業務＞

総合評価落札方式による工事発注の技術的な審査において、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 企業から提出された総合評価にかかわる資料（企業評価項目、技術者評価項目、技術提案、施工計画）内容確認、整理。
- 総合評価にかかわる、各種委員会の基礎資料の作成等

＜監督補助業務＞

工事実施において直轄職員が行う監督業務について、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 請負者に対する指示・協議に必要な資料作成
- 請負者から提出された承諾・協議事項など設計図書との照合
- 現地の確認・調査及び資料作成 等

＜品質監視補助及び施工状況確認補助業務＞

工事実施において直轄職員が行う検査(施工状況確認)等の業務について、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 使用材料、施工状況、出来形及び品質の設計図書との照合
- 不可視部分や重要構造物の出来形及び品質の確認
- 検査（完成検査、指定部分検査、段階検査）の臨場 等

羽田空港D滑走路建設工事事例 ・365日、24時間施工、3交代



1. 「民間競争入札」の導入

平成29年度と同様に、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共 サービス改革法）」に基づく民間競争入札（以下、「民間競争入札」と記載）により実施し、一部の案件について複数年度契約として実施する。

2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務は、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」（事務局・総務省）による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※発注者支援業務の実施要項については、港湾局HP（公共調達制度：入札契約制度等：発注者支援業務http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn5_000023.html）にて公表中

中部地方整備局が平成30年度に発注する港湾関連発注者支援業務については、以下の方針に基づき契約手続を行います。

- ・ 民間事業者の積極的な参加による競争性の確保・向上を目的として、一般競争入札(総合評価落札方式)で実施します。
- ・ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく民間事業者の新規参入しやすい契約形態確保等を目的として、平成24年度より導入した複数年度契約を引き続き実施します。

注)港湾関連の発注者支援業務は、発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助業務、施工状況確認補助業務に分類されます。
中部地方整備局では、これらの一部組み合わせて、発注補助業務、技術審査補助業務、監督等補助業務、品質監視等補助業務として発注します。

【平成30年度の発注にあたっての留意点等】

○複数年度契約

- ・ 平成30年度においては、以下の業務(3件)を2ヶ年契約として発注します。
「名古屋港湾事務所・四日市港湾事務所監督等補助業務」、「名古屋港湾事務所・三河港湾事務所品質監視等補助業務」
「三河港湾事務所監督等補助業務」

○参加要件の緩和(平成29年度から継続)

- ・ 予定管理技術者に求める業務実績要件に、港湾・空港・海岸の工事に関する設計若しくは施工に関する業務、監理技術者として従事した港湾・空港・海岸の工事も同種業務実績として認めます。また、港湾・空港・海岸の工事に関する建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務も類似業務実績として認めます。

○管理技術者の地域精通度の評価を緩和(平成29年度から継続)

- ・ 中部地方整備局管内における同種業務実績を評価します。

○入札手続きの前倒し(平成26年度から継続)

- ・ 入札手続き期間の確保のため、公告時期及び開札時期の前倒しを行います。

(公告時期:平成29年12月27日、開札時期:平成30年2月中旬)

○その他(平成25年度から継続)

- ・ ヒアリングの原則廃止 (必要と認められる場合に限り実施します。)
- ・ 過去の応札状況を公表 (民間企業参入促進の一環として、入札説明書中に「過去の応札状況」に関する情報を掲載します。)

発注者支援業務の概要

中部地方整備局

○平成30年度発注者支援業務の概要

業 務 名	発注方式	価格点と 技術点の比	業務規模		業務概要
			H30年度	H31年度	
中部地方整備局発注補助業務	一般競争 総合評価落札方式(標準型)	1:2	当初積算 39件程度	—	港湾又は海岸事業等に関する工事設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)、積算根拠資料、積算システムへの積算データ入力の作成の一部を支援する業務
中部地方整備局技術審査補助業務	一般競争 総合評価落札方式(標準型)	1:3	42件程度	—	総合評価落札方式で発注する工事において、競争参加企業から提出された競争参加資格確認申請書等の分析・整理、総合評価項目の分析・整理等の一部を支援する業務
清水港湾事務所監督等補助業務	平成29年度に2ヶ年契約で発注済 (平成30年度における発注は予定しておりません。)				港湾工事又は海岸工事等の発注に係る踏査、施工条件の確認、図面作成、数量計算、積算条件等の作成等の一部を支援する業務、及び工事の変更契約に必要な資料等の作成、及び契約の履行に必要な協議・指示等の資料作成等の一部を支援する業務 当局が指定する工事において、施工プロセスチェックに関する現場確認の実施、関係書類の作成等の作業の一部を支援する業務、及び各種段階検査、三者連絡会へ臨場する業務 港湾工事又は海岸工事等の施工における、現場施工状況の確認、出来形・品質の確認等の一部を支援する業務
名古屋港湾事務所・四日市港湾事務所監督等補助業務	一般競争(2ヶ年契約) 総合評価落札方式(標準型)	1:2	13人以上	13人以上	
三河港湾事務所監督等補助業務	一般競争(2ヶ年契約) 総合評価落札方式(標準型)	1:2	2人以上	2人以上	
津松阪港事務所監督等補助業務	平成29年度に2ヶ年契約で発注済 (平成30年度における発注は予定しておりません。)				
清水港湾事務所品質監視等補助業務	平成29年度に2ヶ年契約で発注済 (平成30年度における発注は予定しておりません。)				
名古屋港湾事務所・三河港湾事務所品質監視等補助業務	一般競争(2ヶ年契約) 総合評価落札方式(標準型)	1:2	5人以上	5人以上	
四日市港事務所品質監視等補助業務	一般競争 総合評価落札方式(標準型)	1:2	3人以上	—	
津松阪港事務所品質監視等補助業務	平成29年度に2ヶ年契約で発注済 (平成30年度における発注は予定しておりません。)				

※表中の業務規模の数量(参考数量)については見直しの可能性がありますので、特記仕様書にて再度ご確認ください。

○ 入札参加にあたっての制限

- 全ての発注者支援業務において、当該業務の対象工事(及び業務)に参加している者、又は参加している者と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の入札には参加できません。(別紙-1 参照)

○ 受注後の他業務への入札参加制限

- 中立性を確保する観点から、監督等補助業務において測量、環境調査、土質調査等が対象業務となっている場合、工事と同様に、当該事務所発注の測量、環境調査、土質調査等の当該対象業務の入札に参加出来ない旨を明確化しています。
- 全ての発注者支援業務について、担当技術者の出向・派遣元についても、本業務の対象となる工事(及び業務)への入札に参加出来ない旨を明確化しています。(別紙-1 参照)

○ 管理技術者と担当技術者の兼務

- 担当技術者と管理技術者の兼務は原則認めません。
(但し、監督等補助業務、品質監視等補助業務については、緊急時等やむを得ない場合の短期間を除く)

○ 複数業務における管理技術者の兼務

- 一人の管理技術者が複数の業務(〇〇港湾事務所監督等補助業務、〇〇港湾事務所品質監視等補助業務)において、業務の履行に支障が無いことを条件として、管理技術者を兼ねることは可能とします。

○ 第三者照査の実施

- 調査基準価格を下回る価格で契約した場合は、受注者の負担において第三者による照査を実施していただきます。

○ 落札予定者決定時期の前倒し

- 開札後、落札予定事業者についてのみ警察庁へ意見聴取を行います。意見聴取には20日程度の期間がかかりますので、その期間は「入札保留」となります。意見聴取の結果が届き次第、「落札予定者の決定」を行います。なお、落札予定者の決定時期は、2月下旬～3月上旬を予定しています。

別紙－1 中立性について (H29年度から変更無し)

業務種別		本業務への入札参加の制限	本業務受注後の制限
発注補助業務	制限	本業務の対象工事において以下の対象者は、本業務の入札に参加できない。	本業務の対象工事に関して、以下の対象者は参加できない。
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事に参加している者 ・対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を受注した者 ・本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者 ・本業務の担当技術者の出向・派遣元 ・本業務の担当技術者の出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者
技術審査補助業務	制限	本業務の対象工事において以下の対象者は、本業務の入札に参加できない。	本業務の対象工事に関して、以下の対象者は参加できない。
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事に参加している者 ・対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を受注した者 ・本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者 ・本業務の担当技術者の出向・派遣元 ・本業務の担当技術者の出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者
監督等補助業務	制限	当該事務所における本業務の対象工事及び対象業務において以下の対象者は、本業務の入札に参加できない。	当該事務所における本業務の対象工事及び対象業務に関して、以下の対象者は参加できない。
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事又は対象業務に参加している者 ・対象工事又は対象業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を受注した者 ・本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者 ・本業務の担当技術者の出向・派遣元 ・本業務の担当技術者の出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者
品質監視等補助業務	制限	当該事務所における本業務の対象工事において以下の対象者は、本業務の入札に参加できない。	当該事務所における本業務の対象工事に関して、以下の対象者は参加できない。
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事に参加している者 ・対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を受注した者 ・本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者 ・本業務の担当技術者の出向・派遣元 ・本業務の担当技術者の出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者

※ 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう

- ① 一方の会社が他方の会社の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ② 一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

※ 対象工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け(測量・調査業務も含む)をしていることをいう。

ただし、本業務の契約日の前日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

○ 「民間競争入札」導入に伴う受注者が負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。(公共サービス改革法第25条第2項)
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる。(公共サービス改革法第54条)
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・ 公共サービス改革法第26条第1項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者。
 - ・ 正当な理由なく、公共サービス改革法第27条第1項の規定による指示に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記③の刑を科されることとなる。(公共サービス改革法第56条)

(2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

管理技術者、担当技術者に求める資格等

業務種別	管理技術者	担当技術者
発注補助業務	イ) 技術士{総合技術監理部門(建設)又は建設部門} ロ) APECエンジニア(Civil、Structural又はIndustrial) ハ) 一級土木施工管理技士 ニ) 土木学会技術者(1級以上) ホ) 発注者支援技術者(※1)	イ) 技術士{総合技術監理部門(建設)又は建設部門}又は技術士補(建設部門) ロ) APECエンジニア(Civil、Structural又はIndustrial) ハ) 一級又は二級土木施工管理技士 ニ) 土木学会技術者(2級以上) ホ) 発注者支援技術者(※1)
技術審査補助業務	ヘ) 公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ) ト) RCCM(港湾及び空港部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)	ヘ) 公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ) ト) RCCM(港湾及び空港部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)
監督等補助業務		チ) 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験(※2)が1年以上(※3)の者 リ) 港湾・空港・海岸関係の技術的行政経験を10年以上有する者
品質監視等補助業務	(注意) ・管理技術者に求める資格については、「競争参加資格要件」として必要な条件となります。	(注意) ・担当技術者に求める資格については、「競争参加資格要件」として必要な条件となります。

※1 各業務における、発注者支援技術者の適用資格は次項の別紙-2を参照

※2 全ての発注者支援業務において、工事については、監理技術者又は主任技術者として従事したのも認める。

※3 複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。

別紙ー2 中部地整の発注者支援業務に適用される「発注者支援技術者」資格

中部地方整備局

中部地方整備局の発注者支援業務において、配置予定技術者の資格として認められる「発注者支援技術者」資格は、以下のとおりです。

(H29年度から変更無し)

地整等	発注者支援技術者、名称	管理技術者に求める資格				担当技術者に求める資格			
		監督等補助	品質監視等補助	発注補助	技術審査補助	監督等補助	品質監視等補助	発注補助	技術審査補助
北海道	公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会が認定した発注者支援業務技術者	削除 (H24. 3 期限切れ)							
東北	東北地方公共工物品質確保促進協議会会長が認定した支援管理技術者Ⅰ又はⅡ(積算)、Ⅱ(監督)	削除 (H24. 3 期限切れ)							
関東	関東地方整備局長が委嘱した公共工物品質確保技術者	削除 (H23. 3 期限切れ)							
北陸	北陸地方における「公共工事の発注者責任協議会会長」が認定した支援技術者Ⅰ種またはⅡ種	削除 (H22. 7 期限切れ)							
中部	中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木)Ⅰ種又はⅡ種	(土木)Ⅰ種 又はⅡ種	(土木)Ⅰ種	(土木)Ⅰ種 又はⅡ種	(土木)Ⅰ種	(土木)Ⅰ種 又はⅡ種	(土木)Ⅰ種 又はⅡ種	(土木)Ⅰ種 又はⅡ種	(土木)Ⅰ種 又はⅡ種
近畿	近畿地方公共工物品質確保推進協議会が認定した支援技術者	削除 (H26. 3 期限切れ)							
中国	「中国地方整備局長」が認定した支援業務技術者Ⅰ種又はⅡ種	削除 (H25. 3 期限切れ)							
四国	四国地方公共工物品質確保推進協議会が認定した支援技術者Ⅰ種又はⅡ種	削除 (H24. 3 期限切れ)							
九州	九州地方における「公共工物品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定した公共工物品質確保技術者Ⅰ種又はⅡ種又は一般公共工物品質確保技術者	削除 (H25. 3 期限切れ)							
沖縄	沖縄地方公共工物品質確保等推進協議会が認定したⅠ種支援技術者またはⅡ種支援技術者	削除 (H22. 7 期限切れ)							

(1) 単体企業の競争参加資格

- ① 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 中部地方整備局(港湾空港関係)における平成29・30年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格A等級の決定を受けていること。
- ④ 中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

(2) 設計共同体の競争参加資格

上記「単体企業」の要件に加え、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、中部地方整備局から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の決定を当該業務の開札の日までに受けていること。

※設計共同体として認める業務の区分は、入札説明書に明示します。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ① 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ② 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ③ 設計共同体による場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと、一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと。
- ④ 業務量に対し、予定担当技術者数が明らかに不足していないこと。
- ⑤ 本業務における連絡体制として、調査職員の指示が管理技術者に円滑かつ正確に伝えられるとともに、 11
速やかに対応する体制がとられていること。【監督等補助業務、品質監視等補助業務】

参加表明者(企業等)に関する実績要件 (赤字:H29年度からの変更点) 中部地方整備局

○業務実施体制に係る参加要件の緩和

- ・発注者支援業務への参入促進を図る観点から、「中部地方整備局管内における業務拠点の有無」については、参加要件とはしません。

○実績要件の緩和

- ・民間からの参加可能者数の拡大による競争性の一層の向上等を図るため、業務実績の要件を緩和し、幅広い業務の受注実績を対象とし、業務実績の対象期間を過去15年とします。
- ・業務実績の発注機関は問いません。
- ・設計共同体での参加も可能ですが、全ての構成員が業務実績を有することが必要です。

○参加表明者(企業等)

業務名	業務
全ての発注者支援業務	港湾・空港・海岸の工事に関する建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務 (発注機関は問わない)

※全地方整備局（港湾空港関係）が発注し、請負業務成績評定要領に基づく評定点を得ている業務については、当該評定点が60点未満の場合は実績として認められません。

但し、**平成29年度完了予定業務**については、請負業務成績評定の評定点が得られていなくても実績として認められます。

■設計共同体として認める業務区分 <全業務分野共通>

発注者支援業務における設計共同体においては、下表に示す区分の単位により、構成員の分担業務を設定することができます。

分担できる業務の区分	
業務による区分	・監督補助／施工状況確認補助／品質監視補助／技術審査補助 ／発注補助
事業による区分	・港湾／海岸／空港 等
区域による区分	・出張所・分室単位 ・港湾単位 ・空港単位 ・港区、地区単位
施設による区分	・施設単位
工事による区分	・工事単位

○実績要件

(赤字:H29年度からの変更点)

- ・ 業務実績については、管理技術者だけではなく担当技術者として従事した実績でも参加が可能です。
- ・ 港湾・空港・海岸の工事に関する設計若しくは施工に関する業務、監理技術者として従事した港湾・空港・海岸の工事实績も同種業務実績として認めます。また、港湾・空港・海岸の工事に関する建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務も類似業務実績として認め、業務実績の対象期間を過去15年とします。
- ・ 下請、出向、派遣又は再委託により行った業務実績でも参加が可能です。
- ・ 地域精通度として、中部地方整備局管内での同種・類似業務実績の有無を評価します。

(監督等補助業務、品質監視等補助業務に限る。)

ただし、本項目は参加要件ではないため、中部地方整備局管内での実績がない場合でも参加は可能です。

(同種・類似業務の実績と地域精通度の実績は、同一の案件でもかまいません。)

○配置予定管理技術者

業 務 名	同 種 業 務(5点)	類 似 業 務(0点)
全ての発注者支援業務	港湾・空港・海岸の工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾・空港・海岸の工事(工事を業務として認める)	港湾・空港・海岸の工事に関する建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関は問わない)

※全地方整備局(港湾空港関係)が発注し、請負業務成績評定要領に基づく評定点を得ている業務については、当該評定点が60点未満の場合は実績として認められません。

ただし、**平成29年度完了予定業務**については、請負業務成績評定の評定点が得られていなくても実績として認められます。

※全地方整備局(港湾空港関係)が発注し、請負工事成績評定要領に基づく評定点を得ている工事については、当該評定点が65点未満の場合は実績として認められません。

ただし、**平成29年度完了予定工事**については、請負工事成績評定要領に基づく評定点が得られていなくても実績として認められます。

配置予定担当技術者に関する実績の評価項目

中部地方整備局

○実績

(赤字:H29年度からの変更点)

- ・ 配置予定担当技術者の実績について、H29年度に引き続き評価対象とすることとしました。
- ・ 同種又は類似業務の実績がない場合でも参加は可能です。(ただし、競争参加資格確認申請時に申請された担当技術者の実績を有する担当技術者を配置できない場合は請負業務成績要領に基づく評定点の減点等の対象となります。)

【実績】：競争参加資格確認申請書等に記載した①配置予定担当技術者数、②無記名による各配置予定担当技術者の同種・類似業務の有無をもとに評価します。

○配置予定担当技術者

業務名	同種業務(5点)	類似業務(3点)
全ての発注者支援業務	港湾・空港・海岸の工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、 監理技術者又は主任技術者として従事した港湾・空港・海岸の工事(工事を業務として認める)	港湾・空港・海岸の工事に関する建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関は問わない)

※全地方整備局(港湾空港関係)が発注し、請負業務成績評定要領に基づく評定点を得ている業務については、当該評定点が60点未満の場合は実績として認められません。

ただし、平成29年度完了予定業務については、請負業務成績評定の評定点が得られていなくても実績として認められます。

※全地方整備局(港湾空港関係)が発注し、請負工事成績評定要領に基づく評定点を得ている工事については、当該評定点が65点未満の場合は実績として認められません。

ただし、平成29年度完了予定工事については、請負工事成績評定要領に基づく評定点が得られていなくても実績として認められます。

平成30年度 発注者支援業務における評価基準等

- ▶ 一般競争入札(総合評価落札方式)のため、**選定段階の評価は行わない。**
- ▶ 民間企業の参入促進を図る観点より、発注機関に関わらず実績を認めていることから、**配置予定管理技術者の業務成績及び技術者表彰は評価の対象としない。**

評価項目	評価の着目点	判断基準 (赤字: H29年度からの変更点)
(設計配置予定管理においても管理技術者の経験技術者を評価)	技術者資格	◎技術者資格を下記の順位で評価 ①技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) APECエンジニア(Civil、Structural又はIndustrial) 土木学会特別上級・上級・1級技術者 一級土木施工管理技士 (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は(II) 発注者支援技術者(土木)I種又はII種 ②RCCM(港湾及び空港部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門)
	技術者業務実績	◎平成15年度以降に完了した業務の受注実績を下記の順位で評価 ①同種業務の実績(平成29年度完了予定の業務も実績として認める) ②類似業務の実績(平成29年度完了予定の業務も実績として認める) ※元請けとして従事した実績の他、下請・出向・派遣・再委託による業務実績についても同種又は類似業務として認める。 なお、担当技術者として従事したのも認める。(ただし、照査技術者として従事したものは認めない。) ※発注者として従事した業務実績についても認める。 ※工事において監理技術者として従事した実績も同種業務として認める。
	地域精通度	【監督等補助業務、品質監視等補助業務のみ設定】 ◎平成15年度以降に中部地方整備局管内での同種・類似業務実績を下記の順位で評価 ①中部地方整備局管内における同種業務実績(平成29年度完了予定の業務も実績として認める) ②中部地方整備局管内における類似業務実績(平成29年度完了予定の業務も実績として認める) ※照査技術者として従事した業務は除く

平成30年度 発注者支援業務における評価基準等

中部地方整備局

評価項目	評価の着目点	判断基準 (赤字:H29年度からの変更点)
配置予定担当技術者の経験及び能力	技術者業務実績	<p>◎平成15年度以降に完了した業務の受注実績を下記の順位で評価</p> <p>①同種業務の実績(平成29年度完了予定の業務も実績として認める)</p> <p>②類似業務の実績(平成29年度完了予定の業務も実績として認める)</p> <p>※元請けとして従事した実績の他、下請・出向・派遣・再委託による業務実績についても同種又は類似業務として認める。 また、担当技術者として従事したのも認める(ただし、照査技術者によるものは認めない。)</p> <p>※発注者として従事した業務経験についても認める。 ※工事において監理技術者又は主任技術者として従事した実績も同種業務として認める。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【全業務】(発注機関については問わない)</p> <p>同種業務: 港湾・空港・海岸の工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務、監理技術者又は主任技術者として従事した港湾・空港・海岸の工事</p> <p>類似業務: 港湾・空港・海岸の工事に関する建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務</p> </div>

【予定担当技術者の評価点の算出方法】

※提出された競争参加資格確認申請書に記載されている全ての予定担当技術者の業務実績による評価点の合計を予定担当技術者数で除して算出

[例1]

- 配置予定担当技術者数: 5名
 - 各予定担当技術者の業務実績
 - ・A者…同種(5点)
 - ・B者…同種(5点)
 - ・C者…同種(5点)
 - ・D者…類似(3点)
 - ・E者…類似(3点)
- ⇒(5点/名×3名+3点/名×2名)÷5名
= 4.2点

[例2]

- 配置予定担当技術者数: 5名
 - 各予定担当技術者の業務実績
 - ・A者…同種(5点)
 - ・B者…同種(5点)
 - ・C者…同種(5点)
 - ・D者…未定(0点)
 - ・E者…未定(0点)
- ⇒(5点/名×3名+0点/名×2名)÷5名
= 3.0点

平成30年度 発注者支援業務における評価基準等

中部地方整備局

(赤字:H29年度からの変更点)

		発注補助業務	技術審査補助業務	監督等補助業務	品質監視等補助業務
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			
	実施体制	配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで 業務担当部署 の要請に対する的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価する。			
技術提案	的確性	必要なキーワード(留意点、着眼点、問題点)が網羅されている場合に優位に評価する。			
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
価格点:技術点		1:2	1:3	1:2	1:2

技術提案書に基づく業務の履行

- 業務の履行に際しては、技術提案書に記載した内容を満たす業務計画書を提出すること。
- 受注者の責により技術提案書に記載した内容を満足する業務が行われない場合又は提案された実績等を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

◆管理技術者に求める業務実績要件

同種業務：港湾・空港・海岸の工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾・空港・海岸の工事(工事を業務として認める)
類似業務：港湾・空港・海岸の工事に関する建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)



同種業務の例

例)○○港実施設計業務、○○港施設整備検討業務、○○空港基本施設設計業務等の業務実績があれば、要件を満たします。

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務実績でも業務実績として認められます。発注機関は問いません。

例)○○港防波堤外建設工事、○○空港エプロン改良工事等の工事において監理技術者として従事した経験があれば、要件を満たします。

※工事の経験も業務実績として認められます。

類似業務の例

例)○○港事業評価検討業務、○○港静穏度解析業務、○○港現況測量業務、○○空港地質調査業務等の業務実績があれば、要件を満たします

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務実績でも業務実績として認められます。発注機関は問いません。

(参考)業務ボリュームの参考指標

「平成26～28年度の工事発注件数」(港湾空港)

業務発注担当部署別の一覧表

地方整備局等	業務発注担当部署	H26	H27	H28
		工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数
北海道開発局	札幌開発建設部	6	6	7
	函館開発建設部	15	11	14
	小樽開発建設部	4	3	3
	室蘭開発建設部	15	16	12
	釧路開発建設部	16	12	15
	帯広開発建設部	1	1	1
	網走開発建設部	3	3	5
	留萌開発建設部	6	5	5
	稚内開発建設部	8	12	11
東北地方整備局	本局	27	35	33
	青森港湾事務所	3	3	3
	八戸港湾・空港整備事務所	12	11	9
	釜石港湾事務所	17	12	15
	塩釜港湾・空港整備事務所	8	5	6
	秋田港湾事務所	10	7	4
	酒田港湾事務所	4	3	2
	小名浜港湾事務所	8	6	9
関東地方整備局	本局	36	25	20
	京浜港湾事務所	3	6	6
	鹿島港湾・空港整備事務所	8	14	24
	千葉港湾事務所	4	3	5
	東京空港整備事務所	2	1	4
	東京湾口航路事務所	2	0	2
	東京港湾事務所	2	4	1

地方整備局等	業務発注担当部署	H26	H27	H28
		工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数
北陸地方整備局	本局	22	20	16
	新潟港湾・空港整備事務所	31	69	15
	伏木富山港湾事務所	26	40	10
	金沢港湾・空港整備事務所	11	30	9
	敦賀港湾事務所	15	14	7
	中部地方整備局	本局	20	30
中部地方整備局	清水港湾事務所	18	20	20
	名古屋港湾事務所	11	14	6
	三河港湾事務所	9	5	6
	四日市港湾事務所	2	7	3
近畿地方整備局	本局	30	26	29
	舞鶴港湾事務所	4	3	4
	神戸港湾事務所	11	7	9
	和歌山港湾事務所	5	5	6
	大阪港湾・空港整備事務所	4	5	2
	中国地方整備局	本局	20	15
中国地方整備局	境港湾・空港整備事務所	14	14	6
	宇野港湾事務所	2	2	2
	広島港湾・空港整備事務所	7	14	13
	宇部港湾・空港整備事務所	12	14	4

地方整備局等	業務発注担当部署	H26	H27	H28	
		工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数	
四国地方整備局	本局	22	21	17	
	小松島港湾・空港整備事務所	6	7	12	
	高松港湾・空港整備事務所	0	2	2	
	松山港湾・空港整備事務所	8	6	19	
	高知港湾・空港整備事務所	21	25	16	
	九州地方整備局	本局	57	49	59
九州地方整備局	下関港湾事務所	22	14	6	
	北九州港湾・空港整備事務所	11	16	6	
	博多港湾・空港整備事務所	25	7	13	
	苅田港湾事務所	15	8	4	
	別府港湾・空港整備事務所	22	11	4	
	唐津港湾事務所	8	5	2	
	長崎港湾・空港整備事務所	4	9	9	
	熊本港湾・空港整備事務所	10	15	4	
	宮崎港湾・空港整備事務所	13	11	5	
	鹿児島港湾・空港整備事務所	10	14	18	
	志布志港湾事務所	10	5	9	
	関門航路事務所	13	16	6	
	沖縄総合事務局	本局	29	19	18
		那覇港湾・空港整備事務所	39	34	11
平良港湾事務所		12	14	7	
石垣港湾事務所		9	8	9	

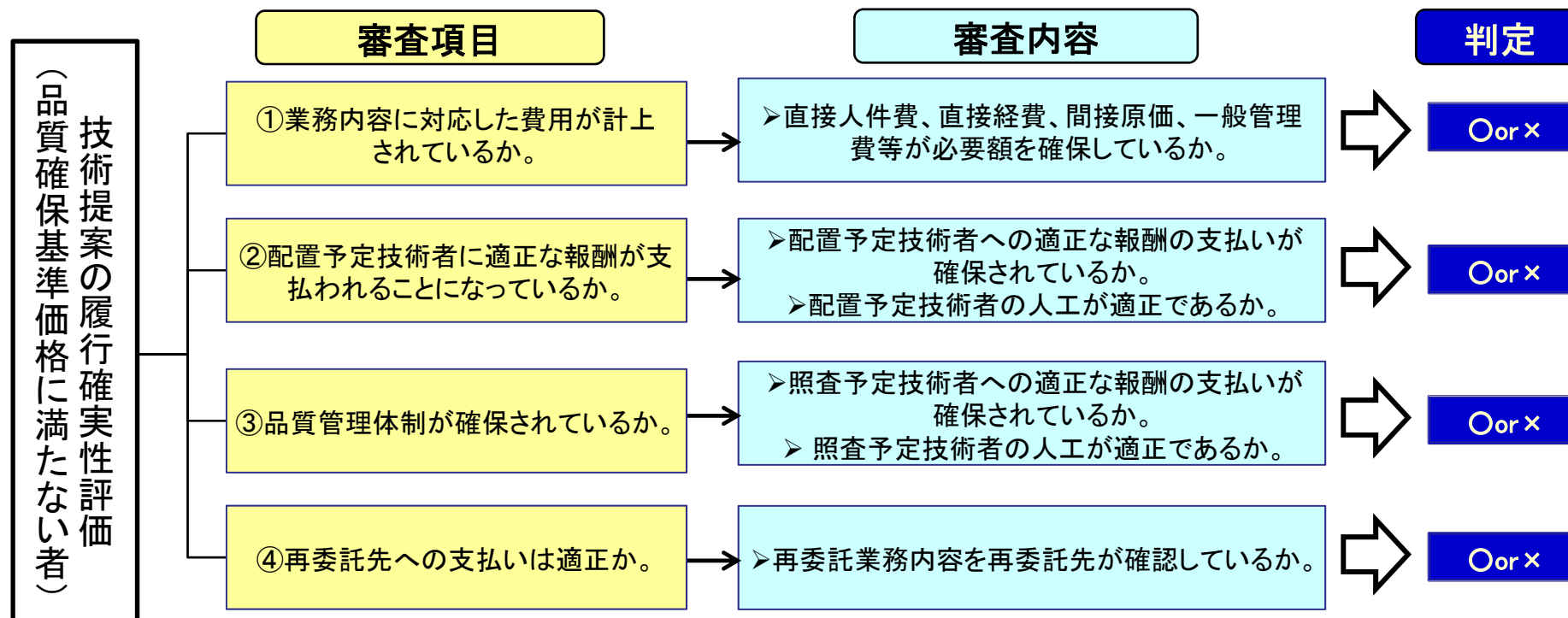
各地方整備局等	合計	860	874	685
---------	----	-----	-----	-----

(参考)これまでの発注者支援業務の実施要項の見直し状況 中部地方整備局

<p>平成23年度契約</p>	<p>【共同体による競争参加】 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、設計共同体による競争参加を導入</p> <p>【担当技術社の評価】 担当技術社の能力が、成果の品質に比較的大きく影響を与えることから、担当技術者の業務実績を評価</p>
<p>平成24年度契約</p>	<p>【法に基づく民間競争入札(複数年度契約)の導入】 更なる民間事業者の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、公共サービス改革法に基づく民間競争入札及び複数年度契約を導入</p> <p>【履行確実性の評価】 調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性を評価</p>
<p>平成26年度契約</p>	<p>【入札手続きの早期開始】 入札手続き期間の更なる確保のため、平成26年度より、公告時期は12月下旬から開始</p>
<p>平成27年度契約</p>	<p>【実績要件の拡大】 事業者及び管理技術者に求める実績要件の対象期間を「過去10年」から「過去15年」に拡大。</p> <p>【資格要件の緩和】 1つの履行場所(事務所等)において、担当技術者を複数名配置する場合、1名は資格要件を満たしていなくても配置可能とした</p>
<p>平成29年度契約</p>	<p>【資格要件の緩和】 管理技術者の同種業務の実績については、これまでの発注者支援業務の実績に加えて、設計又は施工に関する業務、監理技術者として従事した港湾・空港の工事を追加。類似業務の実績については、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務へ拡大</p> <p>【地域精通度評価の緩和】 業務実績の評価について、これまでの、①事務所、②整備局管内における同種又は類似業務実績から、当該整備局管内における①同種、②類似業務実績に緩和</p>

1. 審査項目と内容

以下の4項目について、「履行確実性」の審査を行う。



2. 評価方法

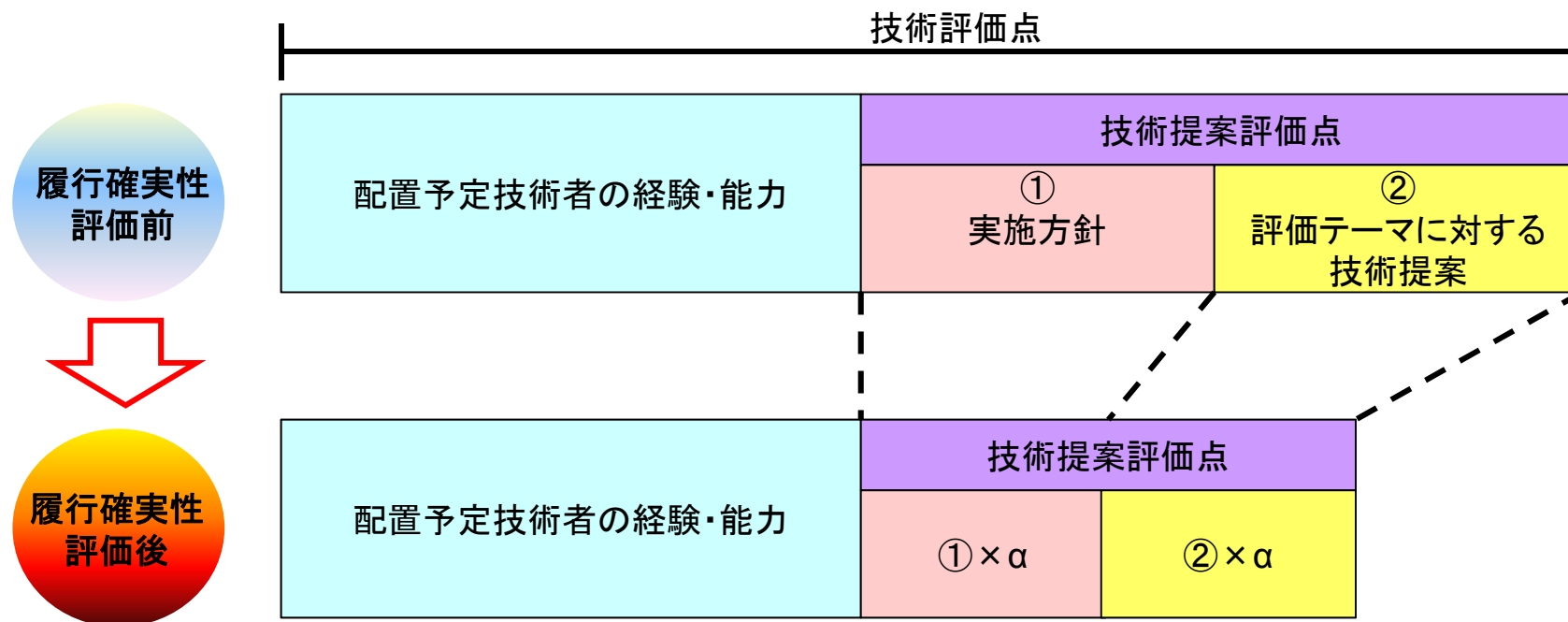
審査結果を基に、履行確実性の評価を行い、評価に応じて「履行確実性度」を付与する。

「O」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

3. 技術評価点の算出イメージ

履行確実性の評価に応じて付与された「履行確実性度」により、技術評価点を算出する。

$$\text{「技術評価点」} = (\text{配置予定技術者の経験・能力}) + (\text{履行確実性評価前の技術提案評価点}) \times \alpha (\text{履行確実性度})$$

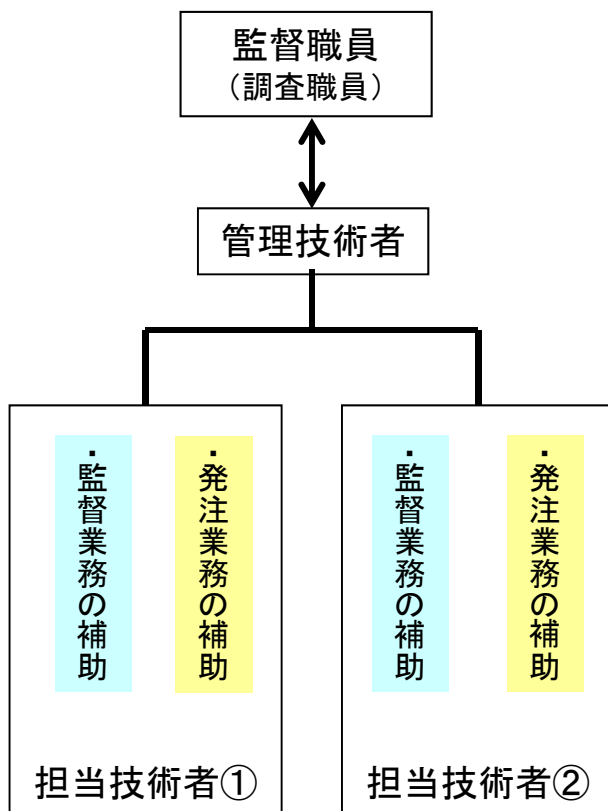


◆技術提案の不履行に対する対応

○受注者の責により技術提案の内容を満足する業務が行われなかった場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

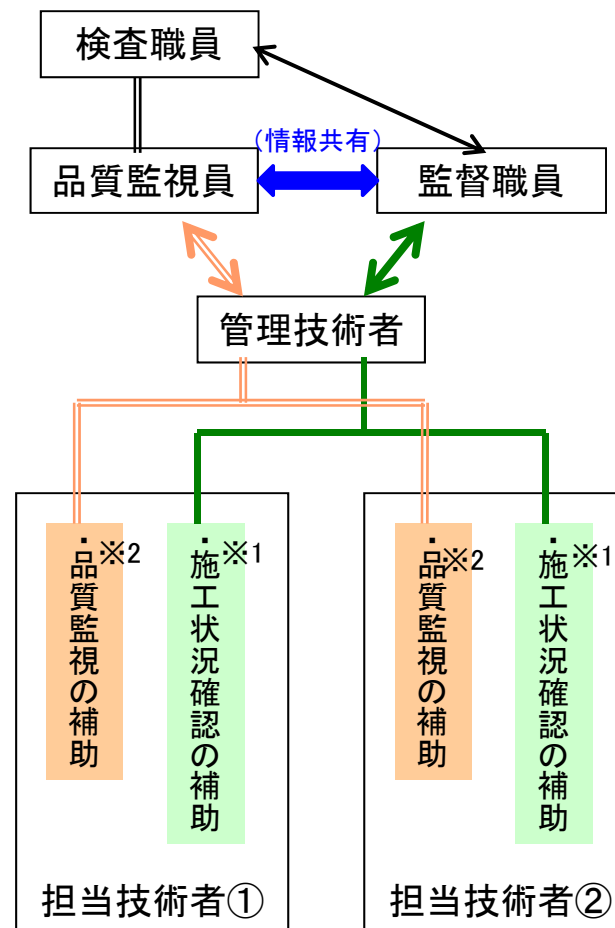
監督等補助業務の実施体制のイメージ

◇監督職員(調査職員)は対象工事毎に異なる場合がある。



品質監視等補助業務の実施体制のイメージ

◇監督職員、品質監視員は対象工事毎に異なる場合がある。



「凡例」
— : 施工プロセスを通じた検査方式の施行対象工事
— : その他の工事

※1 清水港湾事務所関連の補助業務において、田子の浦港、下田港、御前崎港の”施工状況確認の補助”は監督等補助業務に含まれます。

※2 田子の浦港、下田港、御前崎港については、施工プロセスを通じた検査方式の試行対象工事は実施しない予定です。

発注者支援業務の契約手続等に関する問い合わせ先

中部地方整備局

お問い合わせにつきましては、別添のお問い合わせ様式に内容を記載の上、下記連絡先に
[メールにてお問い合わせ下さい。](#)

契約手続及び見直し全般に関する問い合わせ先

中部地方整備局総務部 経理調達課 担当:林、不破、橋本
電話 052-209-6317

中部地方整備局港湾空港部 港湾事業企画課 担当:和田、高橋、河合、三浦
品質確保室 電話 052-209-6324
メール(共通) kouwan-hs@pa.cbr.mlit.go.jp

発注者支援業務に関する問い合わせ先

中部地方整備局港湾空港部 港湾事業企画課 担当:和田、高橋、河合、三浦
品質確保室 電話 052-209-6324
メール(共通) kouwan-hs@pa.cbr.mlit.go.jp

発注者支援業務等の契約手続等に関する情報は以下をご覧ください

- 【H30年度港湾関連発注者支援業務について】 <http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/index.html>
- 【発注者支援業務共通仕様書】 http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000024.html
- 【発注者支援業務積算基準】 http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000019.html
- 【入札公告、掲示文】 <http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>
- 【入札説明書のダウンロード】 <http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>